

## 基準第1号

### 蕨戸田衛生センター組合ホームページ広告掲載に関する基準

#### (目的)

第1条 この基準は、蕨戸田衛生センター組合有料広告掲載の取扱いに関する要綱に基づき、蕨戸田衛生センター組合（以下「組合」という。）が作成する組合ホームページへの広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

#### (広告掲載の位置)

第2条 広告の掲載位置は、組合ホームページのトップページで組合が指定した位置とする。

#### (掲載規格)

第3条 掲載する広告はバナー広告とし、掲載規格は、1枠につき縦60ピクセル×横120ピクセル、10Kバイト以内、GIF形式とする。

#### (掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、1か月単位とし、最長6か月間とする。ただし、管理者が必要と認めた場合はこの限りでない。

2 広告掲載期間内に、組合の都合でホームページを閉鎖した時間が生じた場合は、その閉鎖時間に応じて、次のとおり掲載期間を延長する。

閉鎖した時間	延長する日数
3時間以上24時間未満	1日
24時間以上	閉鎖日数+1日

#### (掲載募集枠等)

第5条 募集は、10枠までとする。ただし、管理者が認めた場合はこの限りでない。

#### (掲載料)

第6条 掲載料は、1枠月額5,000円とする。

#### (広告内容)

第7条 広告のデザイン及び内容などは、組合ホームページのイメージを損なうことのないよう、組合と広告主が調整してから掲載するものとする。

#### (その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

#### 附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。